



耐震シェルター設置工事費補助の概要



最大 **100万円** 補助！



鳥羽市では、近年の地震災害での家屋倒壊による被害状況をふまえ、昭和56年5月31日以前に着工された3階建以下の木造住宅が、地震発生時に倒壊による人的被害を未然に防止することを目的として行う耐震シェルターの設置工事にかかる費用を補助します。

1. 対象者

- ・ 木造住宅の所有者または相続人

2. 補助金の額

- ・ 耐震シェルター設置工事の額 上限100万円

※住宅1戸につき1個所に要する設置に限ります。

耐震シェルター設置工事に伴う、既存の解体や復旧費用や床下補強の費用については補助対象となります。

3. 補助の対象となる住宅

下記の①～⑤全てを満たすもの。

- ①昭和56年5月以前に着工された木造住宅（在来軸組工法、伝統工法、桝組工法）。※丸太組工法、プレハブ工法、大臣認定を受けた工法は除きます。
- ②階数が3階以下のもの。
- ③延べ面積の過半の部分が、住宅の用に共されているもの。
- ④鳥羽市木造住宅耐震補強等事業費補助金の交付を受けていない住宅。
- ⑤現に人が居住している又は居住が見込まれる住宅であること。

4. 補助の対象となる工事

対象住宅の1階部分に対象となる耐震シェルターを設置するもの。

※ベッド、テーブルタイプや容易に移設が可能なものは補助対象外になります。

5. 補助の対象となる耐震シェルター 一覧

区分	名称	会社名
①	三重県型「耐震シェルター」	三重県木材協同組合連合 (認証建築事業者)
②	木造軸食組シェルター「剛健」	有限会社宮田鉄工
	耐震シェルター「耐震和空間」	株式会社ニッケン鋼業
	つみっくブロックシェルター	株式会社つみっく NPO法人つみっくらぶ
	木質耐震シェルター70K	一般財団法人 耐震住宅100%実行委員会 株式会社エヌ・シー・エヌ
	コンテナ型耐震シェルター「まもルーム」	株式会社カラフルコンテナ
	耐震健康シェルター「命守(いのちもり)」	株式会社青ヒバの会ネットワーク 製造元: 鹿沼健康住宅推進協議会
	パネル式耐震シェルター	SUS株式会社
	木質耐震シェルター	株式会社一条工務店
	シェルキューブR	株式会社デリス建築研究所
	シェルキューブ	株式会社デリス建築研究所
	耐震TBシェルター「鋼耐震」	株式会社東武防災建設
	耐震シェルター レスキュールーム	有限会社ヤマニヤマショウ
	シェル太くん工法	株式会社 ヤマヒサ
	室内用耐震シェルター(6畳タイプ)	フレッセ
	室内用耐震シェルター(8畳タイプ)	フレッセ
	j.Pod耐震シェルター	j.Pod&耐震工法協会
	おとくにシェルター	お得に(乙訓)リフォーム
③	マイシェルター	株式会社ヤマナカ製作所

①三重県型「耐震シェルター」の仕様基準を満たしていること

②他の自治体において一定の評価のもと認定しているもの

③公的な機関における試験により、現在補助対象としている耐震シェルターと同等以上の性能を有するもの(ただし、製品化されたもの)

7. 提出書類

申請時

- ①木造住宅耐震補強等事業費補助金交付申請書
- ②耐震シェルター設置工事見積書(補助対象部分と補助対象外部分を明確にしたもの)
- ③位置図(申請に係る建築物を明示すること)
- ④鳥羽市木造住宅耐震補強等事業費補助金交付要綱第2条第1項第11号に規定する耐震シェルターであることが分かるもの(仕様書やカタログなど)
- ⑤設置場所及び設置方法がわかる図面

完成時

- ①木造住宅耐震補強等事業完了実績報告書
- ②施工前、施工中及び完了時の写真
- ③請求書(「木造住宅耐震補強等事業費補助金交付確定通知書」が届いた後に提出。)

7. 手続きの流れ(①→②→③→④の順)

- ①耐震シェルター設置工事の補助申請 ※耐震診断は必要ありません。

「木造住宅耐震補強等事業費補助金交付申請書」とその他必要書類を添付し提出してください。

- ②交付決定通知後、耐震シェルター設置工事の着手

市から「木造住宅耐震補強等事業費補助金交付決定通知書」が届いた後、施工業者と契約を締結し、耐震シェルター設置工事を行ってください。

- ③完了実績報告書の提出

耐震シェルター設置工事が完了しましたら、30日以内に、市へ「木造住宅耐震補強等事業完了実績報告書」と必要書類を添付し提出してください。

- ④交付確定通知書、請求書の提出

市から「木造住宅耐震補強等事業費補助金交付確定通知書」が届いた後、請求書を提出してください。その後、補助金を振り込みさせていただきます。

※補助金の代理請求及び受領制度もあります。工事費から補助金を差し引いた額を支払うだけでよい、ため、工事費用を準備する負担が軽減されます。詳しくは別紙「補助金の代理請求及び受領制度について」をご確認ください。

